

(案)

「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第 14 条の適用に係る基本的な考え方について（技術的助言）」に係る質疑応答集

Q 技術的助言を発出した趣旨は

A これまでも、条例第 14 条の適用にあたっては、「高齢者、障害者等が利用しやすい建築物の整備に関する条例第 14 条の適用に係る基本的な考え方について」を平成 26 年度に通知し、適切な運用を図ってきたところですが、今回の通知は、保育所についての考え方を示すとともに、中でも待機児童対策として平成 27 年度から開始された地域型保育事業のように、低年齢の児童を対象とし、かつ、既存の建築物を活用して整備されるケースも多い施設についてより迅速に条例第 14 条の認定業務が行われるよう発出したものです。

Q 0 歳から 2 歳までの保育所について言及した理由は

A 地域型保育事業など、0 歳児から 2 歳の低年齢児を対象とする施設では、（障害を有する）児童自らが車いすで移動したり、人工肛門を洗浄することがなく、人的介助を前提に施設運営が行われることから、必ずしも基準を満たさなくても円滑に利用できるものと考えられることによります。

Q 保育所が小規模であるという理由で、認定を行うことは可能か。

A 小規模な保育所では、建物の構造やスペース上の制約から、廊下やスロープの幅、車いす用便房の寸法を基準に適合させることが困難な場合も多くあります。しかしながら、例えば小規模施設としての特性を活かした人的介助の状況や、小児用車いすの利用による円滑な移動の確保など、施設の利用実態、敷地・建物の状況などに応じて積極的に認定を行うべきと考えます。

(案)

Q 条例で対象とする保育所の中には、小学校に就学している病気の児童を対象とする病児保育事業も含まれるものと考えられるが、このような児童が利用する施設についてはどのように扱うべきか。

A 病児保育所には、対象者の年齢を制限しているものもあり、運営実態を適切に把握し、条例第 14 条の認定を行うことが必要です。

未就学児のみを対象とした施設については、本技術的助言のとおり児童の体格を考慮し人的介助による対応が可能と認められる場合や、児童用車いすの利用により建築物移動等円滑化基準を満たさなくても円滑に利用できる場合には、迅速かつ適切に条例第 14 条を運用すべきと考えます。

それ以外の年齢層も対象とする施設については、施設の利用実態並びに建築物及び敷地の状況により、認定の検討を行うものとします。

※今後の特定行政庁への説明会等を踏まえ、Q & Aを追加